

別冊

平成26年版成果レポート(案)

環境生活部関係抜粋

平成26年6月
環境生活部

目 次

頁

施策

1 3 2 交通安全のまちづくり	2
1 3 3 消費生活の安全の確保	6
1 5 1 地球温暖化対策の推進	10
1 5 2 廃棄物総合対策の推進	14
1 5 4 大気・水環境の保全	18
2 1 1 人権が尊重される社会づくり	22
2 1 2 男女共同参画の社会づくり	26
2 1 3 多文化共生社会づくり	30
2 1 4 N P O の参画による「協創」の社会づくり	34
2 6 1 文化の振興	38
2 6 2 生涯学習の振興	42

選択・集中プログラム

緊急課題解決 10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	46
--------------------------	----

施策 13.2

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B、 (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 24 年から 1 人減少したものの目標を達成できませんでしたが、活動指標については、3 項目のうち 1 項目は目標を達成し、残り 2 項目においても目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。			
----------	-----------------	------	--	--	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度		24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数		90 人以下	85 人以下			80 人以下	75 人以下
	95 人	95 人	94 人	0.90			

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数
26 年度目標 値の考え方	第 9 次三重県交通安全計画において平成 27 年の目標値を 75 人以下としていることから、平成 25 年の現状を踏まえ、14 人の減少をめざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度		24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		13,300 人 以下	12,800 人 以下		12,300 人 以下	11,800 人 以下	
		13,908 人	13,382 人	12,979 人	0.99			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13202 安全で快適な交通環境の整備（警察本部）	信号機の整備箇所数（累計）	3,160 か所	3,190 か所	1.00	3,220 か所	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所			
13203 交通秩序の維持（警察本部）	シートベルトの着用率	96.5%	97.0%	0.99	97.5%	98.0%
		95.9%	95.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	4,642	5,114	4,610	
概算人件費 (配置人員)		144 (16 人)	138 (15 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「三重県飲酒運転ゼロをめざす条例」をふまえ、基本計画を策定するとともに、12月1日の「飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日」に合わせた交通安全県民大会の開催等をはじめ、条例の周知と飲酒運転ゼロをめざした広報・啓発の展開
- ②四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施（四季の交通安全運動への参加者数：125,855 人）
- ③交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根付かせるため、三重県交通安全研修センターを活用した市町や企業等の職員など地域や職域で交通安全教育を推進する指導者（交通安全教育指導者）の養成及び資質向上（1,611 人）
- ④高齢者の事故防止のため、老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者（シルバーリーダー）の育成（288 人）とシルバーリーダーによる交通安全活動の実施（交通安全講習会、街頭啓発活動等を通じた啓発延べ人数 18,916 人）
- ⑤子どもの事故防止のため、幼児・児童を主な対象とした「交通安全アドバイザー」による交通安全教育・啓発活動の実施（交通安全教室開催回数：346 回、交通安全教室への参加者数：21,750 人）
- ⑥通学路緊急合同点検等による交通安全施設の整備や信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備（信号機新設：30 基）
- ⑦飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや街頭等における啓発活動の実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①平成 25 年中の県内の飲酒運転絡みの死亡事故件数は 3 件（対前年比 1 件減）で、飲酒運転人身事故件数は 63 件（対前年比 10 件減）でした。平成 26 年 4 月からスタートする「三重県飲酒運転ゼロをめざす基本計画」による施策、事業を展開し、飲酒運転根絶の取組を強化する必要があります。
- ②県内の交通事故による死者数・負傷者数は、長期的に見るといずれも減少を続けていますが、1 日当たり約 36 人の県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践

- を習慣づけ、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成するとともに、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や改善等を図っていく必要があります。
- ④高齢社会の進展に伴い、平成20年以降、交通事故死者数の半数以上を65歳以上の高齢者が占める状況（平成25年52.1%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による子ども等を対象とした交通安全教育を推進するとともに、変化する交通情勢に的確に対応し、絶えず交通安全に対する県民力を高める必要があります。
- ⑥通学路等の生活道路や新設道路等の安全確保を図っていますが、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を実現するためには、引き続き、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進していく必要があります。
- ⑦交通事故死者数のさらなる減少に向けて、シートベルト着用を含め運転者等の交通ルール遵守意識の向上等を図るため、交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発活動等を一層推進する必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①「三重県飲酒運転0をめざす条例」の施行及び同基本計画をふまえ、規範意識の定着のための教育および知識の普及や、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。
- ②三重県交通対策協議会を構成する122機関・団体との幅広い連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に交通安全教育や広報啓発活動を展開し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。
- ③三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者をその特性に応じ段階的・継続的に育成します。また、センターがより有効活用されるよう、教育内容・手法等の協議・検討を行い、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実強化を図ります。
- ④高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組んでいきます。また、本県の交通事故発生状況等をふまえ、交通事故の発生割合が高い地域に重点を置くなど、効果的な啓発活動等に取り組んでいきます。
- ⑤「交通安全アドバイザー」による出前方式の交通安全教育及び広報啓発活動の一層の推進を図ります。
- ⑥生活道路や新設道路等において、信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等の計画的な推進を図り、安全・安心な交通環境の実現に努めます。特に、通学路においては、引き続き重点的な交通安全施設整備に取り組みます。
- ⑦交通ルール遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、信号無視などの悪質性・危険性の高い交通違反やシートベルト着用、チャイルドシートの正しい使用の徹底に重点を置いた指導取締を行うとともに、関係機関・団体等と連携した交通安全教育・広報啓発活動を促進します。

*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 1.3.3 消費生活の安全の確保

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B （ある程度進んだ）	判断理由	県民指標は目標値を達成していますが、ホテル等における食材の不適切表示が県内においても発生したことから、完全に進展したとは言えないと判断し、「B」としました。
*			

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標		25 年度 目標達成 状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値			
消費生活情報 を県民が利用 している件数	53,322 件	54,500 件 51,032 件	54,500 件 57,505 件	1.00	56,000 件 56,000 件

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数（交通安全・消費生活課調べ）
26 年度目標 値の考え方	平成 27 年度目標値達成に向けて、目標値を 56,000 件としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況		
13301 消費者 の自立のための 支援（環境生活 部）	消費生活講座が 役に立つと回答 した受講者の割 合	97.6%	98.4%	98.4%	1.00	99.6%	100%	96.8%	98.4%

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		97.3%	98.6%	0.99	99.3%
		96.8%	98.0%	98.2%		100%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	132	136	160	
概算人件費 (配置人員)		135	147		
	(15 人)	(16 人)			

平成 25 年度の取組概要

- ①「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会や消費者フェスタ等の講演会（3回 989 人）、出前講座（25回 752 人）、青少年消費生活講座（20回 2,403 人）等啓発事業を実施するとともに、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報提供を実施
- ②消費者啓発地域リーダー養成講座（5回 49 人増）を開催するとともに教材提供等により活動を支援（リーダー登録者累計 108 人）
- ③三重県消費者教育推進地域協議会の設置、教職員研修会や e ラーニング教材作成（3本）の支援
- ④消費生活相談員の養成講座（62 人）の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上市町の相談窓口充実のため、巡回訪問、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等により支援を行うとともに、市町の広域的連携の調整（会議 4 回）、助言により 2 町が相談員配置
- ⑤事業者に対して、特定商取引法に基づく行政指導（2 件）、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導（1 件）を実施
- ⑥食材の表示の適正化のため、不当商取引指導専門員を 2 名増員し、研修会開催や講師派遣（4 回）、自己点検等自主的取組の支援を実施。また景品表示法に基づく指導、業界団体への要望（6 件）を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①消費生活講座等の開催、さまざまな広報媒体による情報提供や啓発活動、平成 24 年度に制作した We b コンテンツの配信等により、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されつつあります、依然として消費者問題が発生しているため、今後も相談の状況に応じて効果的に啓発を行っていく必要があります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、老人クラブや福祉関係者等に働きかけ、消費者啓発地域リーダーを養成しました。高齢者の相談割合が増加していることから、今後さらに、地域リーダーの実践力を高め、地域啓発を促進する必要があります。
- ③消費者、事業者、教育関係者、福祉関係者等で構成する三重県消費者教育推進地域協議会を設置したことから、今後、総合的・体系的な消費者教育推進計画について検討する必要があります。
- ④市町の広域的連携の調整を行った結果、2 町に消費生活相談員が配置されるなど徐々に相談体制が充実されていますが、小規模な市町における単独の消費生活相談員配置は難しい状況にあります。市町と十分意見交換しながら、市町の相談体制充実に向けてさらに働きかけや助言を行っていく必要があります。

- ⑥健康食品の送りつけ商法など悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、さらに関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。
- ⑥ホテル等における食材の不適切表示が県内においても発生したことから、事業者における研修会開催や自己点検等の自主的取組を支援しました。また、消費者や食品関連事業者、学識経験者からの意見をふまえ、食品関連事業者の責務等を明確化するなど「三重県食の安全・安心確保に関する条例」の一部を改正しました。今後も引き続き、農林水産部、健康福祉部等関係部と連携し、食品表示の適正化に向けて、事業者に対する啓発や監視指導を強化していく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行います。また、本県で相談の多い工事・建築関連のトラブルや急増する悪質商法、振り込め詐欺など、相談状況に応じて、警察や関係団体等と連携して啓発を行い、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。
- ②高齢者の消費者被害防止のため、市町や関係団体等と連携し、地域の状況に応じて消費者啓発地域リーダーの増員や実践力向上のための研修会開催、教材の提供など、地域啓発の促進に取り組みます。
- ③関係部局、関係機関と連携し、消費者教育の教材の充実など具体的な推進策を進めるとともに、三重県消費者教育推進地域協議会において、総合的・体系的な消費者教育推進計画等について検討します。
- ④県消費生活センターは、県内の消費者行政の中核センターとして、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行うとともに、専門的な相談対応等を行います。また、県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、広域的連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。
- ⑤悪質な商取引や不当な表示等について、市町や警察、近隣県、関係機関等と連携して合同指導を行うなど効果的・効率的な事業者指導を行います。
- ⑥食材の表示の適正化に向けて、平成 25 年度に増員した不当商取引指導専門員を活用し、事業者に対して巡回訪問を実施することにより啓発を強化します。また、消費者庁、関係部局、事業者団体等との連携により、国の示したガイドラインによる研修会の開催、事業者の自主的取組の支援、監視指導の強化に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策15.1

地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成27年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標はおおむね達成しているものの、活動指標において、目標に対してあまり進まなかった項目もあり、それらを総合的に判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標					
	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
温室効果ガス 排出量の基準 年度比（森林吸 収量を含む）	+3.6% (21年度)	+6.3%以下 (22年度)	+4.7%以下 (23年度)	0.89 (※)	+3.1%以下 (24年度)	+1.5%以下 (25年度)

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目 の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成2(1990)年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。 ※平成23年度は、東日本大震災後、原子力発電が稼働停止したことに伴い、火力発電に移行したことから、前年度に比べて、電気の供給1kWあたりの二酸化炭素の排出量を示す指標である排出係数*が上がったため、温室効果ガスの排出量が増加しました。 なお、平成22年度の排出係数で平成23年度の温室効果ガス排出量の基準年度比を算定すると+2.2%となり、目標値を達成しています。
26年度目標 値の考え方	平成20年秋のリーマンショックによる影響がある平成21、22年度の値ではなく、影響の少ない平成20年度の値(+9.7%)から、「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。

活動指標 基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	+0.6%以下 (23年度)	+1.2%以下 (24年度)	0.60	+1.8%以下 (25年度)	+2.4%以下 (26年度)
		0% (22年度)	+1.9% (23年度)			
15102 環境経営の促進（環境生活部）	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）*認証事業所数（累計）	290件	330件	0.33	350件	420件
		246件	278件			
15103 環境行動の促進（環境生活部）	環境活動参加者数	5,300人	5,600人	1.00	5,800人	6,000人
		4,957人	4,875人			
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育参加者数	30,000人	33,000人	0.97	33,000人	33,000人
		29,454人	33,797人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	419	335	378	
概算人件費		153	156		
(配置人員)		(17人)	(17人)		

平成25年度の取組概要

- ①各主体の自主的かつ積極的な温暖化対策を盛り込んだ「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定
- ②低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車（EV）等を活用した低炭素社会モデル事業において、平成24年度に策定した協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画「おかげさま Action」に基づき、小型電気自動車の導入などその環境整備の実施
- ③温暖化が進む中、平成24年度に実施した気候変動による影響の調査結果等をふまえ、県や市町などの施策や事業を実施するに当たり、温暖化に適応するための必要な考え方を整理
- ④省エネなど環境に配慮した環境経営を進めるため、商工会議所等と連携し、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の普及啓発を実施（新規認証取得：17社）
- ⑤家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施（参加者数：18,403人）
- ⑥環境保全活動を推進するため、環境学習情報センターを中心に環境の保全に係る講座、イベント等を実施（環境教育参加者数：31,911人）
- ⑦国際環境協力の一環として、ブラジルサンパウロ州との共同宣言をふまえ、サンパウロ州における環境分野での協力内容について協議を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地球温暖化対策を進めていくため、条例の制定趣旨をふまえ、温室効果ガスの排出削減や地球温暖化対策に関する環境教育・学習など各主体の自主的な取組を進めていく必要があります。
- ②低炭素なまちづくりを進めていくためには、電気自動車（EV）等で走れるインフラ整備（充電施設の設置）が必要です。
- ③地球温暖化に伴う気候変動による影響への適応については、温暖化に適応するための必要な考え方を県や市町の各種計画に反映させていく必要があります。
- ④三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）については、M-EMS 取得の効果を紹介したリーフレットを活用し、企業訪問を行うなどその普及啓発を図ってきましたが、認証取得数が減少しており、導入促進を図っていく必要があります。
- ⑤県民の省エネ・節電に対する意識が高まりましたが、意識の高まりを行動につなげていく必要があります。
- ⑥環境保全活動の推進については、環境活動を展開する指導者をさらに育成するとともに、県民や企業等の自主的な活動だけではなく、多くの企業やNPO等との連携が必要です。
- ⑦サンパウロ州における環境汚染の状況、環境規制制度等を把握したうえで、サンパウロ州のニーズに応じた協力をを行う必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ①ボイラーや空調設備の運用改善や新たな省エネ設備の導入等、事業活動や建築物における地球温暖化対策を行ううえで必要な事項を定めた指針の周知を図るなど、昨年度制定した条例の実効性を高める取組を行います。
- ②電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、環境にやさしい電気自動車（EV）等の普及啓発を行うとともに、大規模集客施設や宿泊施設を中心に充電施設の設置の促進を図ります。また、昨年度導入された電気バスについては、事業者と連携しながらその導入効果を確認するためのアンケート調査等を実施し、その結果をふまえ、より効果的な啓発を行います。
- ③地球温暖化に伴う気候変動に適応していく必要性について、広く周知するとともに、必要な考え方を県や市町の各種計画へ反映するよう取り組みます。
- ④環境に配慮した事業者の拡大を図るため、昨年度に引き続き、M-EMS 取得の効果を紹介したリーフレットを活用した企業訪問や業界団体への啓発など一層の普及拡大を図ります。
- ⑤地球温暖化防止活動推進員等が行う啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子等を活用するなど、引き続き、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの行動へつなげていきます。
- ⑥環境学習情報センターにおいて、県民の環境活動、環境学習に対するニーズなどをふまえ、指導者養成講座等の内容の充実を図るとともに、市町や学校等関係機関、企業等との連携により環境教育・環境活動への参加者の増加を目指します。
- ⑦サンパウロ州の行政職員等を対象に、公益財団法人国際環境技術移転センター（I C E T T）を活用し、ニーズにあった環境保全に関する研修を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんとの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成しているが、活動指標の平均達成率を考慮して、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標		25 年度 目標達成 状況	26 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値
	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値			
廃棄物の最終 処分量	352 千トン 以下 (23 年度)	338 千トン 以下 (24 年度)	1.00	323 千トン 以下 (25 年度)	306 千トン 以下 (26 年度)
	360 千トン (22 年度)	345 千トン (23 年度)		323 千トン (24 年度)	

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量
26 年度目標 値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 26 年度の目標値を 323 千トン以下と設定しました。

活動指標		目標項目 現状値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本事業			目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部廃棄物対策局）	1人1日あたりのごみ排出量（一般廃棄物の排出量）	951 g/人・日 (23年度)	939 g/人・日 (24年度)	0.96	926 g/人・日 (25年度)	913 g/人・日 (26年度)	
		966 g/人・日 (22年度)	967 g/人・日 (23年度)		976 g/人・日 (24年度)		
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の再生利用率	39.2% (23年度)	41.5% (24年度)	1.00	41.8% (25年度)	42.2% (26年度)	
		36.9% (22年度)	41.1% (23年度)		41.8% (24年度)		
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進（環境生活部廃棄物対策局）	産業廃棄物の不法投棄総量	440トン 以下	370トン 以下	0.59	370トン 以下	370トン 以下	
		462トン (22年度)	150トン		623トン		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,015	1,012	1,283	3,672	
概算人件費		775	763		
(配置人員)		(86人)	(83人)		

平成25年度の取組概要

- ①南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、環境省の災害廃棄物対策指針をふまえた上で、市町の災害廃棄物処理計画策定のためのマニュアルを作成するとともに、市町職員を対象とした研修を実施することにより災害に強い人づくりを推進
- ②一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した普及啓発や市町と連携して学校等での出前授業を実施し、「もったいない」という環境意識を高揚するとともに、排出削減や資源化を進めている先進的な事例について市町へ情報提供。また、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう支援を実施
- ③R D F *焼却・発電事業について安全で安定した運転を行い、関係市町等と協議を進め処理委託料の改定等を実施するとともに、事業が終了する平成33年度以降の関係市町等のごみ処理体制について市町等の要請に応じ検討に参画。また、廃棄物処理センター事業による産業廃棄物最終処分場について国や県補助金を交付し、平成25年度末で施設整備を完了
- ④産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者や横ならび意識の強い業界に対して、電子マニフェスト*や優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけを実施(408社)。また、関係団体と連携して、優良認定処理業者の育成を進めるためのセミナーを開催(166名参加)
- ⑤廃棄物の再資源化を促進するため、廃棄物系バイオマスを対象に県内2地域において有機性汚泥の固形燃料化と水産加工残さ等のメタン発酵によるバイオガス発電等の事業化検討を実施。また、再生資源の有効活用のため、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用

⑥産業廃棄物の不適正処理事案等について迅速な対応を行い、悪質事業者に対し改善命令（3件）を行うなど厳正に対処。また、監視・指導において民間パトロールや監視カメラの活用に加え、市町、民間事業者および県内自主活動団体等さまざまな主体と連携を強化することにより、不適正処理の未然防止や早期発見に取組

⑦産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある4事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、南海トラフ巨大地震の新たな被害想定に基づき、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」を作成しました。今後は、本マニュアルを活用し、市町における計画策定を促進するとともに、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制を構築する必要があります。

②一般廃棄物の3Rの推進により、最終処分量（平成24年度 4万2千t（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）4万1千t）、1人1日あたりのごみの排出量（平成24年度 976g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成25年度（推計値）963g/人・日）は減少する見込みです。今後も、一般廃棄物の3Rをさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。

③ RDF焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等をふまえ収支計画を見直し、処理料金を改定しました。引き続き、安定した事業運営が行えるよう、RDF運営協議会において関係市町等との協議が必要です。また、RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制の構築に向けて、市町等と一体となって検討を進めることができます。

④産業廃棄物の3Rの推進により産業廃棄物の最終処分量（平成24年度 28万1千t→平成25年度（推計値）28万t）は減少する見込みで、再生利用率（平成24年度 41.8%→平成25年度（推計値）41.9%）は増加する見込みです。今後も、産業廃棄物の3Rや適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。

⑤廃棄物系バイオマスの再資源化等に関し県内2地域において事業化検討を行い、平成26年度に民間事業者主体で実証実験を実施するための基本計画を策定しました。今後は事業化につながるよう、実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進する必要があります。

⑥平成25年度の不法投棄量は、規模の大きな事案や通報件数の増加もあったため、623トンと年度目標値（370トン）を上回りましたが、県民等からの不法投棄に関する通報等に対し速やかな対応を行うことで早期是正を図りました。今後も、より効果的で効率的な監視指導となるよう各主体と連携を図り、不法投棄の根絶に努める必要があります。

⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成34年度までに完了させる必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部廃棄物対策局 次長 田畠 知治 電話：059-224-2375】

○①南海トラフ巨大地震等における災害廃棄物処理に対応できるよう、市町の災害廃棄物処理計画策定を促進するとともに、国の検討状況をふまえ、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の広域処理体制の構築を進めます。

②学校等と連携し、学校現場や地域において、「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるた

- めの環境教育を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備について技術的支援を行います。
- ③R D F 焼却・発電事業について、安全で安定した運転を確保するとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一緒に検討を行います。
- ④産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど、効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
- ⑤廃棄物系バイオマスの事業化にかかる基本計画に沿って民間事業者主体で実施される実証実験を支援し、廃棄物の再資源化を促進していきます。
- ⑥不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、さまざまな主体との連携を強め県民への啓発活動を実施します。また、行政、排出事業者及び処理業者等の連携を図り、それぞれが歩調を合わせた不法投棄対策を推進するための情報交換の場を設けること等により、「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。
- ⑦産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、生活排水処理施設の整備が進むなどの活動指標の達成状況もふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。		

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9%	95.0%	92.1% (速報値)	0.97		96.0%		97.0%	

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
26 年度目標 値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	99.2%	100%	100%	0.99	100%	100%	100%	100%	100%	100%

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
15402 自動車環境対策の推進(環境生活部)	NOx・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率	60.0%	100%	100% (速報値)	1.00	100%
15403 生活排水対策の推進(環境生活部)	生活排水処理施設の整備率	78.0% (22年度)	78.8% (23年度)	79.7% (24年度)		80.5% (25年度)
15404 伊勢湾の再生(環境生活部)	水環境の保全活動に参加した県民の数	16,475人	19,000人	24,500人	0.89	26,500人
15405 環境保全のための調査研究の推進(環境生活部)	調査研究成果件数	3件	4件	4件		4件
			23,834人	21,725人		

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	15,597	14,330	11,961	15,212	
概算人件費 (配置人員)		1,244	1,232		
	(138人)	(134人)			

平成 25 年度の取組概要

- ①31 測定局（四日市市測定局 10 局を含む）で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ②工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 46、その他の立入工場・事業場数 578）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認
- ③光化学スモッグ予報*を 5 日、延べ 4 地域に、注意報を 1 日、1 地域に発令し、光化学スモッグ*による被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ④平成 32 年度までに NOx・PM 法*対策地域の全域で二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、NOx・PM 総量削減計画に基づき、実情に応じた流入車対策の具体策を流入車対策検討会議で検討
- ⑤PM 2.5（微小粒子状物質）*の常時監視を実施し、指針値超過のおそれがある場合には注意喚起（2 月 26 日、3 月 18 日）を行うとともに、防災メール配信システムによる情報提供を開始（3 月 19 日から）し、注意喚起の情報提供体制を充実
- ⑥47 河川 62 水域、4 海域 8 水域における BOD*、COD*等の水質測定および地下水 42 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ⑦工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 271、その他の工場・事業場数 321）
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制対策として普及啓発用 DVD、リーフレットを作成。

また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、海岸漂着物問題の普及啓発に向けたポスターおよびパネルを作成し、各県市の環境イベント等で活用したほか、問題の解決に向けた財政措置等について国への提言活動を実施

⑪海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施

⑫市町および関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が 79.1%（平成 23 年度）から 79.5%（平成 24 年度）に進捗

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

①県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準は、すべての測定局（31 測定局）において達成（速報値）する見込みであり、おおむね良好な大気環境が維持されていました。

②大気環境に与える影響が大きいと思われる 46 工場・事業場で検体採取を伴う立入検査を実施したところ、2 工場で排出基準を超過したことから改善指導を行いました。

③光化学スモッグ予報等を毎年発令していることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。

④NO_x・PM 法対策地域における環境基準の 3 年連続の達成（平成 25 年度は見込み）に伴い、流入車対策の実施を延期したところであり、今後、対策地域内の大気環境の状況を注視していく必要があります。

⑤PM 2.5 の常時監視測定局として新たに県内で 2 局が整備されたことにより、平成 26 年度は 23 局（四日市市測定局 3 局を含む。）で監視測定を行い、指針値超過のおそれのある場合は的確に注意喚起を行う必要があります。

⑥閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は 56%（平成 25 年度 速報値）であり、近年 60% 弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。

⑦採水を伴う立入検査の結果、13 工場・事業場において排出基準の超過があったことから、改善指導を行いました。

⑧水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、環境基準項目の追加に伴う調査を実施したことから、類型指定は平成 26 年度に実施することとなりました。

⑨伊勢湾再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施しましたが、貧酸素水塊等の対策に向けては、さらなる知見の蓄積が必要です。

⑩東海三県一市で連携し、海岸漂着物問題の解決に向け取り組みました。問題の解決に向けては継続的な取組が必要ですが、国による財政措置（平成 24 年度補正予算）が平成 25～26 年度の 2 ヶ年とされていることから、以降の対策の実施に係る財源確保が課題となっています。

⑪「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で 2 万 1 千名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。

⑫生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.5%）は全国平均（88.1%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約 11 万基）（平成 24 年度末）や汲み取り世帯（約 5 万世帯）（平成 24 年度末）が多く残されており、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき生活排水処理施設の整備を進める必要があります。また、現行の生活排水処理アクションプログラムは、目標年度が平成 27 年度であるため見直しの準備を行う必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 岡本 弘毅 059-224-2305】

- ①大気環境の常時監視は、平成 25 年度に新たに整備した 1 測定局も含め、32 測定局（四日市市測定局 10 局を含む。）での的確な測定を実施し、引き続き測定結果を公開していきます。
- ②大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ③揮発性有機化合物を使用する工場・事業場に対して排出抑制に係る取組を求めるなど、引き続き光化学スモッグへの対策を進めます。
- ④NO_x・PM法対策地域における大気環境の状況を見極めながら、必要に応じ、流入車対策の検討を行います。
- ⑤PM2.5については、測定結果に応じて迅速な注意喚起の情報提供を行うなど、県民の関心に応えていきます。
- ⑥公共用水域等の水質改善のため、引き続き、平成 23 年度に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていきます。
- ⑦工場・事業場における排水基準等の遵守について、引き続き徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ⑧水生生物の保全に係る水質環境基準について、平成 26 年度中に県内 43 河川を対象に指定を行います。
- ⑨伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ⑩国の平成 24 年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進基金」を活用し、引き続き、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施します。また、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、発生抑制等の普及啓発に取り組むとともに、平成 27 年度以降の恒常的な財政措置等を求め、国への提言などを行います。
- ⑪海岸漂着物対策においても、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ⑫生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町および関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。また、県費上乗せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。さらに、平成 26 年 1 月に国において「都道府県構想策定マニュアル」が策定されたことから、本県の生活排水処理アクションプログラムの見直しのための「生活排水処理基本方針」を策定します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2.1.1

人権が尊重される社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 4 項目中 3 項目で目標を達成し、活動指標の平均達成率が約 95%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	24.9%	27.0%	29.0%	1.00	31.0%	33.0%				
	26.7%	30.3%								

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
26 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8 %程度増加させることをめざしていることから、平成 26 年度の目標値を 31.0% と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	950 人	1,000 人	1.00	1,040 人	1,040 人					
		903 人	881 人	1,198 人							

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数	38,649人	39,500人 40,000人	40,247人 40,103人	1.00	40,500人 41,000人
21103 人権教育の推進（教育委員会）	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0%	60.0%		65.0% 70.0%
		41.2%	55.2%	61.2%	1.00	
21104 人権擁護の推進（環境生活部）	人権に関する相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050人	1,100人		1,150人 1,200人
		994人	990人	896人	0.81	

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	609	622	695	
概算人件費		514	543		
(配置人員)		(57 人)	(59 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成 23 年 3 月策定）に基づく取組の進捗管理および年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査（平成 25 年 1 月実施）結果の詳細分析の実施
- ②地域のさまざまな主体が主催する、人権が尊重されるまちづくりに関する研修会等への講師等の派遣（講師派遣件数 31 件、参加者数 1,198 人）
- ③市町が設置する隣保館が、地域住民の福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施することができるよう隣保館職員への人材育成支援および事業費の一部補助を実施
- ④各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、参加型啓発等および幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施（人権メッセージ・フォトコンテスト等の募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、テレビ・ラジオスポットの放送、県民人権講座の開催（4 講座）等の開催、商業施設等での啓発活動など）
- ⑤自他の人権を守るための実踞性を育む教育活動全体を通じた取組の推進（いじめの問題を解決するための指導資料の作成・配付、人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校および県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など）、人権問題に関する教職員意識調査の実施
- ⑥人権センターの人権相談窓口における相談対応（相談件数 841 件、弁護士による法律相談月 2 回、臨床心理士によるカウンセリング月 1 回実施）。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした県内の各種相談機関の相談員を対象とする講座・研修会の開催（17 講座等、参加者数 896 人）、および相談員相互のネットワーク形成のための支援（交流会 2 回開催）
- ⑦インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施。モニタリング活動等の地域における展開を目的としたネットモニタリーリーダー養成講座の開催（3 回開催、参加者数 123 人）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①地域においてさまざまな主体により人権啓発に関する自主的な取組が展開されていますが、平成 25 年中には、津地方法務局管内で 615 件の人権侵犯事件が発生するなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、国や市町などさまざまな主体と連携・協働し、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく施策を推進していく必要があります。
- ②人権が尊重されるまちづくりを推進するため、さまざまな主体が実施する研修会へ講師派遣等の支援を行いましたが、県内各地に広げていくためには、これまで取り組まれていなかった地域や団体等への働きかけが必要です。
- ③市町が設置する隣保館を交流拠点として、相談事業など地域住民への福祉の向上、人権問題解決のための人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。今後も、隣保館が地域の拠点としての機能を発揮するためには、引き続き支援を行っていく必要があります。
- ④県人権センターを拠点として、各種人権啓発事業を実施しましたが、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していくためには、参加型啓発や感性に訴える啓発事業の実施、地域の特性を生かした人権啓発講座の開催など多様な機会を提供することが必要です。
- ⑤人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ⑥県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県人権センターだけでなく、各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていけるよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ⑦インターネット上の差別的な書き込みに対して、県人権センターにおいてモニタリングを実施し、削除要請等の対応を行いましたが、依然として発生していることから、インターネット上の人権侵害・差別事象の状況把握に努め、早期発見や拡大防止等に取り組むことが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 電話:059-224-2468】

- ①「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、さまざまな主体と連携・協働して、人権尊重の視点に立った行政を総合的に推進します。
- ②人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、市町等と連携し、講師派遣等を活用した研究会の実施について地域で活動する団体等に働きかけを行うことで、人権が尊重されるまちづくりに取り組む地域や団体等の拡大を図ります。
- ③市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ④人権啓発事業の実施にあたっては、人権問題に関する県民意識調査結果をふまえ、より多くの県民が啓発の機会を得られるよう多様な機会を提供するとともに、県政だよりのデータ放送を活用するなどの周知方法の見直しを行います。
- ⑤人権教育の推進にあたっては、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめなどの解決や未然防止を図るなど、総合的かつ効果的に実施します。また、人権問題に関する教職員意識調査の結果をとりまとめ、人権教育基本方針見直しのための基礎資料とします。
- ⑥相談員にとって身近なテーマによる研修会を開催し、より多くの相談員の参加を求めるとともに、資質向上を支援します。また、各相談員の交流を促進し、連携を深めていくことを通じて、相談体制の充実につなげていきます。

⑦インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動やネットモニターリーダー養成講座を開催し、地域におけるモニタリング活動の指導や啓発を行う人材の育成支援に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 2.1.2

男女共同参画の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	県民指標が目標を達成できなかったことに加え、4つある活動指標のうち目標を達成できたのが2つであることをふまえ、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	15.0%	15.0%	0.77	11.5%	11.5%	16.5%	18.0%		

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	e モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
26 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の目標を計画的に達成できるよう、16.5%としました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7%	26.7%	0.93	25.1%	24.9%	27.2%	28.7%		

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	目標達成状況	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率	30.0%	43.0%	43.0%	0.75	45.0%	
		23.5%	42.2%	32.4%			
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進（環境生活部）	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	24.6%	27.0%	27.0%	1.00	27.0%	27.0%
		23.6%	27.9%	29.3%			
21204 性別に基づく暴力等への取組（健康福祉部）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数	15か所	18か所	18か所	1.00	21か所	24か所
		12か所	15か所	18か所			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	205	150	131	140	
概算人件費		189	156		
(配置人員)		(21人)	(17人)		

平成25年度の取組概要

- ①三重県男女共同参画審議会から県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価、知事への提言を実施（審議会開催状況：全体会4回、部会3部会を各3回開催、知事への提言：10月1日）
- ②府内各部局に対して、県附属機関等の委員への積極的な女性登用および「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請（4月25日および10月16日開催の男女共同参画推進会議幹事会で要請）
- ③市町主管課長会議、担当職員研修会を開催し情報共有・連携を図り、市町審議会等への女性登用を働きかけるとともに、各市町の基本計画の推進や基本計画の策定等を支援し、市町における男女共同参画を促進（主管課長会議1回、担当職員研修2回、度会町基本計画策定にオブザーバー参加）
- ④三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、講座・セミナーや研修講師の派遣等の研修学習事業、男女共同参画フォーラム等の参画交流事業、情報誌およびホームページ・情報コーナー等での情報発信事業、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、健康相談、法律相談）および男性のための電話相談等の相談事業、男女共同参画に係る情報収集および資料作成等の調査研究事業を実施し、男女共同参画意識を普及（講座・セミナー等24回開催、新規参加率45%、出前講座等102回実施、フレンテまつり（6月7、8日）、フォーラム（11月3日）、相談件数2,087件）
- ⑤雇用経済部が実施する女性の再就職支援事業等への協力・連携（女性のための就労支援相談開催に係る市男女共同参画担当課への協力要請、ブース出展時の人的支援）
- ⑥DV*被害者に対する相談、緊急一時避難・通訳派遣・同行支援等の保護、自立支援を実施するとともに「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」を策定
- ⑦「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）における警察、市町、関係機関・団体等と連携した街頭啓発やDV相談先カードの公共施設、コンビニエンスストア、ショッピングセンター等への配置により相談・支援先を周知。また、女性に対する暴力防止啓発セミナー等を実施。デートDV対策として、デートDV防止パンフレットを県立高校1年生に配布し、啓発を実施（街

頭啓発 18 か所、DV 相談先カードの配置 576 か所、セミナー 1 回開催（11 月 23 日：桑名市）、データ DV 防止パンフレットの配付：14,375 冊）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県男女共同参画審議会から男女共同参画の推進に関する知事への提言が行われました。今回の提言や同時に行われた施策の評価に対する取組の進捗状況を確認していくことが必要です。
- ②平成 25 年 4 月 1 日時点の県・市町の審議会等委員への女性の登用率は 24.9% と 0.2 ポイントの減となりました（県：32.3% で 0.4 ポイント減、市町：24.0% で 0.1 ポイント減）。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、県が率先して委員への女性登用に積極的に取り組むよう、各部局により一層働きかけることが必要です。
- ③市町主管課長会議や担当者研修会を開催し、情報提供、市町間の情報交換等を行ったほか、基本計画を策定する町を支援しました。また、これまで養成した男女共同参画センターに担当者研修会に参加してもらい、センターと市町をつなぐとともに新しい情報や知識を提供しました。市町との連携を図り、各市町が審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけるとともに、支援を行っていくことが必要です。
- ④三重県男女共同参画センターが実施する各種の事業により、男女共同参画意識の普及を進めましたが、県民の意識を十分に高めるには至っていません。講座、セミナー等の開催にあたって、目的や対象者の明確化などさらに工夫し、広く意識啓発していくことが必要です。
- ⑤雇用経済部が取り組む女性の再就労支援事業等により働く場への女性の参画を進めてきましたが、国が成長戦略の中核として女性の活躍促進に取り組んでいることを追い風とし、県においても地域経済団体等と連携して企業等における女性の活躍促進に取り組むことが必要です。
- ⑥「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画（第 4 次改定版）」に基づき、市町や関係機関・団体等と連携し、DV の防止と被害者の立場に立った支援を実施していくことが必要です。
- ⑦街頭啓発や DV 相談先カードの配置により、DV 被害者の身近なところで相談・支援先の情報提供を行いました。また、啓発セミナー等により性別に基づく暴力を許さない意識を高めるとともに、高校生等に対する啓発によりデータ DV 防止の意識を高めることができました。引き続き、DV 等の被害の発生に気づき、支援につなげることができる社会になるよう啓発していく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村 文明 059-224-2468】

- ①三重県男女共同参画審議会による知事への提言及び評価に対する取組の進捗状況を把握するとともに、さまざまな施策・事業が男女共同参画の視点を持って実施されるよう各部局に働きかけ、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図ります。
- ②県審議会等の委員への女性登用を進めるため、男女共同参画推進会議等の場で委員への女性登用の継続的な取組を強く働きかけるとともに、委員選任にあたり男女いずれか一方の委員の割合が十分の四未満となる場合の事前協議の徹底を図ります。また、女性登用率の低い審議会等に対して個別に女性の登用を促します。
- ③市町主管課長会議や担当者研修会を開催し、情報提供、市町間の情報交換等を行うとともに、市町審議会等への女性登用をはじめとする男女共同参画の取組を進めるよう働きかけ、各市町が必要とする支援、特に町の基本計画策定について支援します。また、これまで養成した男女共同参画センターが、市町において男女共同参画の推進に取り組めるようしていきます。
- ④三重県男女共同参画センターとの連携を密にし、研修学習や参画交流等の事業を実施していきます。「フレンテまつり」「男女共同参画フォーラム」をセンター開設 20 周年記念事業として拡充すると

ともに、「ファザーリング全国フォーラム in みえ」とのタイアップ事業としてその内容を工夫し、若年層、男性、企業等の新規参加者の増加を図り、男女共同参画の理解、男性の育児参画、女性の活躍等がより一層進むよう取り組みます。また、企業等における女性の管理職登用につながるよう、女性リーダー養成講座を開催します。

- ⑤働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で子育てしながら仕事を継続し活躍できるよう、企業に対してマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、支援制度を利用しやすい職場風土の醸成を促すとともに、女性の働き続ける意欲を支援します。また、雇用経済部等とも連携し、地域経済団体や労働局等が参画する「みえ女性活躍推進連携会議」（仮称）を設け、企業等に女性の登用、活躍を働きかけるとともに、女性人材の育成・交流等を支援していきます。
- ⑥市町や関係機関・団体等と連携し、DVの未然防止や若年層の予防施策等に取り組むとともに、女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）を中心として、被害者の心理的回復をはじめとする被害者の立場に立った支援や相談員や関係者等の資質向上のための研修会の実施等、相談支援体制の充実に取り組みます。
- ⑦DV被害者に相談・支援先の情報が届くよう健康福祉部と連携して取り組むとともに、DVをはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、女性に対する暴力防止啓発セミナー等の開催や高校等への出前講座等を実施していきます。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策2.1.3

多文化共生社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成27年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	活動指標は目標値を上回ったものの、県民指標が目標値を下回ったことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標					
	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度		26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
多文化共生に取り組む団体数	146 団体	160 団体	175 团体	0.99	190 团体	200 团体
	161 团体	174 团体				

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数
26年度目標値の考え方	平成27年度の目標に向けて、平成26年度の目標値を190団体と設定しました。

活動指標	基本事業	目標項目	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
			現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援（環境生活部）	日本語指導ボランティア数		670人	680人	689人	1.00	690人	700人				
			655人	671人								

基本事業	目標項目	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
		現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
21302 外国人住民の地域社会参画支援（環境生活部）	セミナー、ボランティア研修等参加者数			350人	400人	1.00		450人		500人	
		279人		383人	411人						

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	202	143	161	140	
概算人件費 (配置人員)		81	101		
		(9人)	(11人)		

平成25年度の取組概要

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で、外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を外国人住民のニーズに合った形で迅速に提供（①情報掲載数：ビデオ情報 24本、文字情報 122 件②ページビュー数：月平均 約 10,000）
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修、ブラッシュアップ研修）を開催
(①入門研修：松阪市 参加者数 69名、②ブラッシュアップ研修：鈴鹿市 修了者数 25名)
- ③多言語による外国人住民の相談窓口を設置して、生活全般にわたるさまざまな相談に応じるほか、専門家（弁護士・臨床心理士等）による個別相談会などを開催（①相談窓口等相談件数：1,045 件、②出前講座：年間 8 回開催（参加者数 226 名）、③専門家による個別相談会：年間 7 回開催（参加者数 110 名）
- ④医療通訳の育成研修を開催するなど、医療通訳の利用を促進（①医療通訳育成研修：津市 参加者数 22 名、②公開セミナー：津市 参加者数 39 名）
- ⑤ポルトガル語およびスペイン語の医療通訳のニーズの多い医療機関等に緊急雇用創出事業を活用して、モデル的に医療通訳を配置（10 医療機関等に配置。通訳実績 2,205 件、外国人患者数 769 名）
- ⑥大規模災害発生時における外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修（2回 参加者数 50 名）と外国人住民を主な対象とした避難所訓練（2回 参加者数 69 名）を実施。「みえ災害時多言語支援センター」の運営等について関係機関と協議し、「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営に関する協定を締結（5月 1 日）するとともに、大規模災害発生時を想定した図上訓練を実施（1回 参加者数 44 名）
- ⑦外国につながる子どもたち・保護者・関係者を支援するため、キャリアガイド出前セミナーを開催（16 回開催）
- ⑧NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催（ビューマンフェスタ in 亀山との同時開催 参加者数 150 名）
- ⑨日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒巡回相談員（12 名）による日本語指導や、学校生活への適応指導の充実、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム*）の実践研究を実施
- ⑩外国人児童生徒のための教科指導研究推進会議を 2 回開催し、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム）を活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組について協議
- ⑪小・中・高等学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした会議の開催（6 回）
- ⑫市町教育委員会が行う外国人の子どもの就学支援および「初期適応指導教室*」の取組を支援（7 市

町)

- ⑩保護者向け連絡文書例（ビザイヤ語版）のホームページ掲載および外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック（ビザイヤ語版）の作成

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）では、防災講座「台風について」を映像で提供して外国人住民の防災に関する意識啓発を行うとともに、学校教育に関する映像情報「教育シリーズ①～⑨」を提供することで外国人住民に教育の大切さについての理解を深めてもらうことができました。今後も外国人住民の関心が高い話題を取り上げていくとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。
- ②日本語指導ボランティア研修（入門研修）を松阪市で開催したところ、定員を大幅に超える参加がありました。研修会では、日本語教室を開設している団体を紹介するなど、団体との連携を図り、日本語教室の活動の活性化に努めました。また、日本語教室間の連携を図るとともに、コーディネーター機能を担っていただくための研修会を開催しました。
外国人住民の地域社会への参加・参画をより一層促進するために、今後とも日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っていただく必要があります。
- ③多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前講座を開催して、外国人住民が抱える課題に対応しました。複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。
- ④医療通訳制度の進展に向けて、医療通訳育成研修を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関等の関係者や外国人住民に、医療通訳の周知を行いました。
より多くの言語による医療通訳人材が、今後ますます求められることから、計画的な人材育成が必要です。
- ⑤10医療機関等に医療通訳をモデル的に配置しましたが、多くの利用があり、利用者・医療機関等を対象としたアンケートの結果でも、通訳がいて助かったという回答が多数でした。医療通訳の必要性・有用性について一定の理解がなされ、複数の医療機関等で、医療通訳の雇用・配置につながりました。利用者等のアンケートの結果等をふまえて、引き続き医療機関等に対して、医療通訳のあり方を考えていただくための情報発信を行っていく必要があります。
- ⑥外国人住民向け防災セミナーおよび災害時外国人サポート研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポート者が合同で実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、併せて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。
外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げができる環境を作る必要があります。また、大規模災害時には、N P O等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑦キャリアガイドの普及啓発では、外国につながる子どもたちや保護者に直接「学ぶことの大切さ・教育の大切さ」を伝える進路ガイダンスを実施するとともに、地域社会の担い手を対象とした研修においてキャリアガイドDVDを上映し、外国人住民の状況について説明を行いました。さまざまな主体の協力のもと、外国人住民を支援する裾野を地域で広げていく必要があります。
- ⑧多文化共生啓発イベントとして、外国人住民・留学生・支援者・一般県民がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップ形式で開催しました。多文化共生社会づくりには、共通認識が不可欠であることから、関わりの少なかった団体等の主体的な参加促進や連携強化などへ取組を広げてい

く必要があります。

- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議において、「外国人児童生徒の在籍学級における教科指導の方法」、「小・中・高等学校の円滑な引継ぎ」についての協議を行い、共有を図ることができました。小・中・高等学校において、日本語能力の育成に向けた指導方法やJSLカリキュラムに係る効果的な指導事例について調査研究、情報共有を深める必要があります。
- ⑩学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりに取り組むとともに、外国人生徒支援専門員を活用してJSLカリキュラムの実践研究を進め、効果的な指導事例の収集に努めていますが、その成果を県内高等学校へ普及・拡大する必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①多言語ホームページでは、外国人住民を支援するさまざまな団体の活動や、外国人住民に参加・参画を期待する地域の各種活動（消防団等）を紹介する新たな映像情報を制作し、地域社会への積極的な参加・参画を進めていきます。また、ホームページの閲覧者を増やすため、外国人住民の関心が高い話題（防災・在留管理制度など）を取り上げていきます。
- ②日本語教室間の連携が図れるようネットワークを強化するとともに、日本語指導ボランティアに外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たしていただけるよう研修会を引き続き開催します。
- ③外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談について、市町では配置が難しい少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前講座を開催して、複雑化、多様化する外国人住民の相談に適切に対応します。
- ④市町・NPO等と連携をして、同行型および配置型の医療通訳の利用促進に取り組みます。医療通訳育成研修を3言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語）で実施し、医療通訳の人材育成に努めるとともに、医療通訳制度のあり方について考えるセミナーを開催します。また、医療通訳を増加させる方針の国の動向を注視しつつ、医療通訳の利用促進に取り組むNPO等を支援していきます。
- ⑤緊急雇用創出事業を活用した「医療通訳配置モデル緊急雇用創出事業」は今年度限りですが、医療機関等において医療通訳の雇用・配置が進むように引き続き働きかけていきます。
- ⑥大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、さまざまな主体と連携して外国人住民の支援に取り組みます。
- ⑦外国につながる子どもたちや保護者が、職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語、母国語の習得に意欲的に取り組めるよう作成した、外国人の先輩の成功例を紹介する「キャリアガイドDVD」について、啓発事業などさまざまな機会を通じて活用していきます。
- ⑧多文化共生のための啓発イベントを新たな地域で開催し、さまざまな主体に参画していただくことで、多文化共生の意識の浸透を図ります。また、留学生による発表の場を新たに組み入れるなど、大学等との連携の試行や新たな手法の導入など、さまざまな主体による多様な活動の拡大を一層進めます。
- ⑨JSLカリキュラムの三重県モデルの確立に向け、JSLカリキュラムに係る事例収集について対象となる教科を拡大し、研究を進めます。また、既に収集した事例について授業における活用を通じて検証を進め、JSLカリキュラムの普及・拡大を図ります。さらに、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒への指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討します。

*「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策214

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題を取り組んでいます。

平成27年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の数値は、目標値を大きく超えましたが、活動指標3項目中1項目が目標値を下回ったことから、ある程度進んだと判断しました。		
----------	----------------	------	---	--	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標				
	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	9.5%	12.5%	12.5%	1.00	20.0% 20.0%

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目 の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合
26年度目標 値の考え方	平成25年度実績値が最終目標値を上回ったことから、平成26年度の目標値は、最終目標値に合わせて20.0%としました。

基本事業	目標項目	活動指標				
		23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援（環境生活部）	NPO法人に対する寄付金総額	124,938 千円 (22年)	140,000 千円 (23年)	152,088 千円 (23年)	186,848 千円 (24年)	1.00 190,000 千円 (25年) 200,000 千円 (26年)

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実(環境生活部)	認定NPO法人数		5 法人	10 法人	0.40	20 法人	30 法人
		1 法人	3 法人	4 法人			
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進(環境生活部)	NPOと県の連携・協働事業数		65 事業	67 事業	1.00	71 事業	75 事業
		58 事業	65 事業	68 事業			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	308	221	89	69	
概算人件費		63	64		
(配置人員)		(7 人)	(7 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①NPO法に基づく認証事務、法人運営に係る相談、助言、会計事務支援等を実施（新規認証 50 件、解散・取消 26 件、25 年度末法人数 663 法人）。NPO 法人の活動基盤の強化に向けて、県民が寄附を行った場合に税額控除を受けられる対象となる NPO 法人を指定する手続を定める条例を 10 月に施行。制度の周知を行い、3 月に 1 法人を指定（条例説明会 8 回開催）
- ②「事業改善に向けた有識者懇話会」からの事業および施策全般にわたる意見を受け、事業のあり方を見直し
- ③平成 24 年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」（以下「ヒント集」という）を活用し、NPO 活動の現状と課題を聴き取るため、平成 25 年 6 ～ 8 月に県内の全 NPO 法人（641 法人）と面談
- ④県民の NPO 活動への理解を深めるため、「市民活動・NPO 月間」（12 月）を新たに設け、多様な主体と協働して県内 9 地域で 18 件のイベントやセミナーを集中的に実施。また、1 月には集大成イベントとして「協創シンポジウム」を開催（200 人参加）
- ⑤多様な主体の連携を進める視点から、NPO の新たなパートナー開拓の方策について、NPO と企業、大学、行政によるワーキンググループで研究（20 回）。また、人材育成のため、「協創」に取り組む NPO、地縁団体、市町職員等を対象とした研修や「NPO の活動基盤強化」をテーマとした「ふるさと知事ネットワーク若手政策塾」を 9 月に実施（鳥取県と共に）
- ⑥「みえ災害ボランティア支援センター」では、25 年 9 月まで東日本大震災の被災地にボランティアバスを派遣（8 便、175 人参加）するとともに、「災害ボランティアシンポジウム」（12 月、103 人参加）など災害の教訓や活動の成果を今後につなげる取組を行った。12 月末の閉所以来は、県が平常時の事務局を担うとともに、市町、市町社協、NPO 等を対象に現地災害ボランティアセンターの準備態勢の重要性について理解を深めるための研修を実施
- ⑦県内の被災地で行う活動を支援する協定を公益財団法人三重県国際交流財団と締結。また、NPO が災害時に行う継続的な支援活動への助成に充てるため、県内 3 銀行に専用口座を開設し「三重県災害ボランティア支援および特定非営利活動促進基金」への寄附を募集

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①NPO法に基づく認定NPO法人の拡充に向けた環境を整備しましたが、条例指定を活用した認定法人の増加は1件にとどまっており、法人の基礎的運営力の強化を促すとともに、審査等の的確な運用に努める必要があります。
- ②法人との面談で得た情報や「有識者懇話会」からの意見をふまえて見直した取組については、関係部局やみえNPOネットワークセンター（みえ県民交流センター指定管理者）の事業と連携あるいは役割分担しながら、効果的に進めていく必要があります。
- ③「ヒント集」を活用した法人との面談で、活動の現状と課題を把握できました。この情報を、NPOが自立し活動しやすい環境整備に向けた今後の施策に生かしていく必要があります。
- ④「市民活動・NPO月間」期間中に、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターなどが連携してイベント等を実施しました。今後は関係機関相互の連携を深め、より効果的な情報発信を図る必要があります。
- ⑤協働事業提案の取組や「協創」の人材育成については手法の定着等の成果があったため廃止し、企業等との連携促進については中間支援団体の行う市民活動促進事業の中で取り組むこととしました。人材育成やNPOと企業との相互理解を進める取組は、中間支援団体と役割分担する中で進めていく必要があります。また、NPOの財政基盤強化のあり方について、寄附など多様な資金調達の観点から見直していく必要があります。
- ⑥「みえ災害ボランティア支援センター」では、平成 23 年 4 月から 2 年半にわたりボランティアバスを派遣し、72 便、延べ 1,290 人にボランティアの機会を提供しました。また、研修では平常時からのネットワークの構築や連携強化の必要性を参加者が改めて認識しましたが、地域での取組はあまり進んでいません。災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平常時のセンター事務局のあり方を検討するとともに、地域における関係者の「顔の見える関係づくり」が必要です。
- ⑦NPO 1 団体と協定を締結し、県内での災害発生に備えるとともに、基金に約 31 万円の寄附を受けました。引き続き、災害時の支援活動を担うことができるNPOの発掘と基金の活用によるNPOの団体が災害時に活動しやすい環境づくりが必要です。

平成 26 年度の改善ポイントと取組方向【環境生活部 次長 北村文明 059-224-2468】

- ①NPO法人の管理運営に係る助言・指導を的確に行うとともに、法人の財政基盤強化に向けて、条例による指定制度を効果的に運用していきます。
- ②12 月の「市民活動・NPO月間」において、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに進め、集中的に取り組みます。
- ③NPOの活動基盤の強化と自立に向けて、企業等との連携・協働や寄附の活用促進に係る研修等をみえ県民交流センター指定管理事業の中で集約して実施するとともに、資金調達の仕組みについて関係部局や中間支援団体と連携して検討していきます。
- ④平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」について、幹事団体と連携して事務局のあり方を検討します。また、東日本大震災等の災害に学び、NPOの主体的な活動・交流を促進するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市町・市町社会福祉協議会、NPO等が平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。
- ⑤専門性の高いNPOに災害時の活動を支援する協定や助成の仕組みを周知し、活用を促すとともに、基金への寄附促進のため県民や企業等に働きかけます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

施策 26.1

文化の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんのが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとおした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんのが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 3 項目中 1 項目で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、幅広く文化にふれ親しむ環境づくりを進めことができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度	63.3%	64.0%	64.0%	0.97	63.2%	62.0%	65.0%	66.0%		

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合。
26 年度目標値の考え方	文化交流ゾーン*を構成する施設等の連携・協働によるイベントや効果的な情報発信などにより、平成 26 年度においては、満足度を 3 % 程度向上させることをめざし、目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度		27 年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	1,190,377 人	1,210,000 人	1,230,000 人	0.98	1,180,672 人	1,209,963 人	1,506,000 人	1,360,000 人		

基本事業	目標項目	現状値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化芸術情報アクセス件数		70,000 件/月	75,000 件/月	1.00	90,000 件/月	100,000 件/月
		57,927 件/月	64,952 件/月	79,538 件/月			
26102 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用（教育委員会）	文化財情報アクセス件数		16,700 件/月	16,800 件/月	1.00	16,900 件/月	17,000 件/月
		16,623 件/月	16,723 件/月	16,889 件/月			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,017	2,320	2,569	
概算人件費 (配置人員)		703 (78 人)	736 (80 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県文化審議会の開催や県民の意識調査などにより、外部の意見を幅広く取り入れ、新たな文化振興方針の策定に向けた検討を実施するとともに、同審議会に「文化交流ゾーン検討部会」を設置し、文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方の調査・審議を実施
- ②文化交流ゾーンを構成する施設等が、さまざまな主体と連携・協働し、「伊勢」をテーマとしたシンポジウム、展覧会、講座、演劇などの取組を実施
- ③文化交流ゾーンを構成する施設等が所蔵する歴史的・文化的資産等の情報を一元的に管理する「統合型」デジタルアーカイブの構築
- ④三重県総合文化センターと三重県総合博物館の一体的な利用を促進するため連絡ブリッジ等を整備
- ⑤文化交流ゾーンの魅力をアピールするため、県内各地において、所蔵資料や大型ディスプレイ電子ミュージアム、巨大絵本の展示などを実施
- ⑥芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ⑦地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（23 件）
- ⑧県民の文化芸術活動及び功績を顕彰する「三重県文化賞」を 12 人・団体に授与
- ⑨学校や文化団体などと連携し、次世代を担う子どもたちを対象に、文化にふれ親しむアウトリーチ*事業を実施
- ⑩県ホームページ「三重の文化」の充実を図り、ツイッター、フェイスブックなどのツールによる情報発信を強化するとともに、文化情報を利用し町歩きを支援するアプリ「伊勢ぶらり」「四日市ぶらり」「伊賀ぶらり」「三重ぶらり」のサービスを提供
- ⑪俳句の創作を通じて地域に対する愛着を育み、三重の認知度を向上させるため、全国俳句募集「天の一句」を実施（応募総数 82,478 句）
- ⑫劇場法の施行を受け、三重大学と「実演芸術の振興等に係る連携に関する協定」を全国に先駆け締結。この協定締結により、三重県総合文化センターでは、三重大学の協力を得て、青少年を対象に新しい演劇の創り手となる人材育成をめざした制作演劇「ミエ・ユース・演劇ラボ」を開始
- ⑬市町ホールとの連携により、ワンコインコンサートの県内開催を拡大

- ⑭歴史街道やまちかど博物館等の歴史的・文化的資産を生かして、地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ⑮三重県史全 29巻 35冊のうち、資料編（古代中世、中世3）および通史編（原始古代、近代I、近現代I）の県史編さんを実施
- ⑯「史跡斎宮跡東部整備基本計画書」に基づき、3棟の復元建物の建築工事に着手
- ⑰貴重な文化財を守り伝え、地域づくりに生かしていくために、国指定等、県指定を新たに指定し、国・県指定等文化財の所有者等が行う保護事業に対して支援
- ⑱総合的な調査を実施して「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を明らかにし、無形民俗文化財に指定

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新しい文化振興方針の策定に向けて、三重県文化審議会での調査・審議を進め、中間案をとりまとめたところで、引き続き、取組を進める必要があります。
- ②「伊勢」を統一テーマとした取組では、シンポジウム、展覧会、セミナーなどさまざまな取組を開催し、三重の持つ多様な文化の魅力を県内外に発信することができました。今後も引き続き、地域における文化活動の促進と文化交流ゾーンの魅力発信に取り組む必要があります。
- ③三重県総合文化センターは、県民のニーズに応える公演やワンストップサービスの充実などにより、利用率と満足度がともに高く、多くの方から好評を得ました。引き続き、県民の皆さんのが多様なニーズに対応した公演事業等を提供し、満足度の向上に努める必要があります。
- ④みえ文化芸術祭は、音楽コンクール記念コンサート、県展及び県民文化祭を気候の良い春期に総合的に開催し、事業の相乗効果の創出を図ることで、入場者数の増加に繋がりましたが、より効果的な運営手法等を検討し、さらなる満足度の向上に努める必要があります。
- ⑤歴史街道やまちかど博物館については、街道ウォークやまちかど博物館同士の連携イベントなど、地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり活動が行われ、地域の自主的な取組として定着するなど一定の成果が認められました。今後も、地域住民の皆さんのが自主的な活動を支援していくことが必要です。
- ⑥史跡斎宮跡東部整備については、3棟の復元建物工事の整備に着手しました。今後、地域と連携・協働しながら、史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組む必要があります。
- ⑦県にとって歴史的・文化的に重要な文化財を県指定等とするため、文化財保護審議会等を開催しました。また、既に指定等を受けている文化財や埋蔵文化財の適切な保護・継承が行われるよう、所有者等に財政的・技術的な支援を行いました。今後は、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、生かしていく取組が求められています。
- ⑧三重県指定無形民俗文化財となった「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を正確に伝える取組が求められています。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 副部長 田中 功 電話：059-224-2620】

- ①県民の皆さんのが幸福実感の向上にむけて、広域自治体としての県の役割や施策の方向性などを明らかにするため、引き続き、三重県文化審議会を開催して、10年先を見据えた新たな文化振興方針を策定します。
- ②文化交流ゾーンを構成する各施設の連携を一層強化し、文化交流ゾーンの魅力や価値を高めるために、施設の運営のあり方を検討します。

- ③三重県総合文化センターについて、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、多彩で魅力的な文化芸術公演の実施、アウトリーチ活動等による文化・芸術の普及・人材育成などを進めます。
 - ④みえ文化芸術祭は、有識者や関係団体等の意見を聴きながら、より効果的な運営方法の検討など、県民の皆さんの満足度の向上に向けて取り組んでいきます。
 - ⑤まちかど博物館や歴史街道等の地域の資産を活用した地域の皆さんの自主的な地域づくりを、広報や情報提供等を通じて、引き続き支援します。
- ⑥国史跡斎宮跡について、史跡の保存と活用のための計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と連携・協働しながら、平成27年夏に完成予定の3棟の復元建物を含めた史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組みます。
- ⑦地域を中心としたさまざまな主体が参画して、国・県指定文化財の永続的な保存と活用を図るとともに、文化財に関する調査を通じて、県にとって歴史的・文化的に重要なものを県文化財に指定し、さらに国文化財の指定等になるように働きかけを行います。
- ⑧三重県指定無形民俗文化財となった「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」の文化財としての価値を正確に伝えるための映像記録を作成し、保護・継承の取組を推進します。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

施策262

生涯学習の振興

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんのが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成27年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかつた県民の皆さんのが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんのが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および3項目中2項目の活動指標で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の85%を超える実績となっていること、県民の皆さんのが生涯学習を行ううえでの環境整備を進めることができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。		
*					

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

目標項目	県民指標				
	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
参加した学習活動に対する満足度	70.2%	72.0%	74.0%	0.99	75.5%
	71.8%	71.8%	73.3%		77.0%

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合
26年度目標値の考え方	総合博物館の開館による記念イベントの実施やさまざまな学習機会を提供することなどにより、平成26年度においては、満足度を2%程度向上させることをめざし目標値として設定しました。

基本事業	目標項目	23年度		24年度		25年度		26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況				
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数	636,972人	655,000人	667,000人	0.98	952,000人	855,000人		
		700,446人	651,212人						

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	「協創」による博物館づくりへの参画者数	330人 286人	350人 324人	310人 0.89	450人	550人
26202 地域と連携した社会教育の推進（教育委員会）	社会教育関係者ネットワーク会議への参加者数	110人 72人	140人 132人	141人 1.00	170人	210人

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,321	6,158	2,298	1,028	
概算人件費 (配置人員)		676 (75人)	671 (73人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①三重県立博物館においては、三重県総合博物館（MieMu）の平成 26 年 4 月開館に向けて、収蔵資料の適切な保管・管理に努めるとともに、建築および展示に係る工事を推進
- ②三重県総合博物館の開館前のイベントやさまざまな広報活動を展開することによって、三重県総合博物館に対する共感や期待感を幅広く喚起
- ③参加型のMMM（みえマイミュージアム）プロジェクトや民間企業等との連携などの取組を進め、協創と連携による効果的かつ効率的な博物館の活動と運営のための組織や仕組みを構築
- ④県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（MILAI）を活用した図書の検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ⑤県立美術館は、「アジアをつなぐ一境界を生きる女たち 1982-2012」や「三沢厚彦 ANIMALS 2013 in 三重」など、魅力的な展覧会を開催するとともに、美術講演会やギャラリートークなどの教育普及活動を実施
- ⑥斎宮歴史博物館は、特別展「斎宮誕生」や企画展「いにしえの赤色」等を実施し、活動成果を広く紹介するとともに、地元小学校への出前授業（11回）や外部への講師派遣のほか、他地域での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ⑦生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」や多様な主体と連携した「まなびいすとセミナー」のほか、県内博物館と連携した「見る知る巡る！みえミュージアムセミナー」を4館から6館に拡大して開催するなど多様な学習機会を提供
- ⑧県立美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターは、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次世代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供
- ⑨「みえの学力向上県民運動における社会教育のあり方について」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を開催
- ⑩「すごいやんか！きらり輝く人・まちづくり in 三重」を大会スローガンとして、全国の社会教育委員をはじめとする社会教育関係者が一堂に会する第 55 回全国社会教育研究大会三重大会を 10 月 23 日から 25 日までの 3 日間、伊勢市と志摩市で開催（参加者 1,626 人）
- ⑪各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等の社会教育関係者の資質の向上および連携強化を図るため、研修および県内各地における情報交換を実施

- ⑫県立青少年教育施設において指定管理者制度を更新し、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、効率的な管理運営の実施。また、青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年を育成
- ⑬「第二次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、市町図書館職員や行政職員、読書ボランティア、保護者等を対象とした読書に係る講演会や研修会を実施するとともに、小中学校図書館における環境整備推進員を配置するなど、公立図書館や学校図書館を充実させることにより子どもの読書活動を促進

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①三重県総合博物館の開館1年前、3か月前、1か月前などの節目の時期に合わせて集中的にイベントや広報活動を展開することによって、新博物館の発信を効果的に展開しました。これらを通して得たノウハウを開館後の広報活動につなげていく必要があります。
- ②思い出ミュージアムやイワシづくりプロジェクトなどの参加型のMMM（みえマイミュージアム）プロジェクトを実施するとともに、寄附金や企業パートナーシップ、交流展示の企画などを通じて民間企業等との連携などの取組を推進しました。開館後も継続的な取組を行う必要があります。
- ③県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づき、より充実したサービスを多くの県民・関心層に向けて提供することに努めました。今後も、多様化する県民のニーズに合った図書館サービスを全県域に展開していく必要があります。
- ④県立美術館は、子どもから大人まで楽しめる動物をテーマにした彫刻展や参加体験型の事業の実施などにより、幅広い年齢層の方々の来館がありました。引き続き、多くの県民が気軽に美術館を訪れ、多彩な美術作品にふれることができる機会を提供する必要があります。
- ⑤斎宮歴史博物館では、遷宮に關係した企画展や、連携協定を締結した奈良県・島根県との共催による記念講演会の開催など広域での取組を実施しました。今後、さらに県民の皆さんに郷土の歴史的・文化的資産への関心を深めていただけるよう、さまざまな歴史体験事業プログラムを提供する必要があります。
- ⑥生涯学習センターは、さまざまな主体と連携したセミナーやアウトリーチ*事業などの実施により、県民の皆さんに多彩な学びの機会を提供しました。今後も引き続き、さまざまな学習機会の提供により、多くの学習情報の発信を行っていく必要があります。
- ⑦「みえの学力向上県民運動における社会教育のあり方について」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を3回開催しました。今後も、本県の社会教育振興を図るために審議をしていただく必要があります。
- ⑧10月に開催した「全国社会教育研究大会三重大会」の成果として、学生に焦点を当てた社会教育実践交流広場「地域と関わる学生」を実施し、学生を含めて100人を超える社会教育関係者が参加しました。今後は、県内社会教育関係者との情報交換から事業のコラボレーションを含めたネットワークの形成等へつながるよう拡充していく必要があります。
- ⑨県立青少年教育施設は、集団宿泊研修施設として、多様な自然体験や生活体験の機会の提供を行うとともに、伝統工芸の出前講座など施設外でも事業を実施しました。指定管理者に求めた成果目標数値は概ね達成していますが、広報活動の充実による新規開拓や魅力ある主催事業の実施によるリピーターの増加などにより、閑散期における利用者拡大に努めるとともに、施設・設備の安全な管理運営に取り組む必要があります。
- ⑩読書活動推進講演会をはじめとした啓発や資質向上の機会を設け、図書館関係者や学校教育関係者、読書ボランティア団体、子どもとその保護者等の幅広い層に啓発を実施しました。今後は、広報活

動の充実に努め、さらなる参加者の増加を図る必要があります。また、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」の策定に向けて引き続き検討を進める必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【環境生活部 副部長 田中功 電話：059-224-2620】

- ①三重県総合博物館は、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、ともに考え、活動し、成長する博物館をめざしていきます。開館までに取り組んできたイベントや広報活動のノウハウを生かし、企画展や各種団体・企業との交流展のほか、学習交流プログラムなどを実施することにより、県内外から訪れた多くの方々が、三重の自然と歴史・文化に触れ、学び交流する場を提供します。
- ②開館後も引き続き、住民参加型の取組を推進するとともに、民間企業等との連携を継続的に進展させるよう体制を整えて取り組みます。
- ③県立図書館は、広域ネットワークを形成し、県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ④県立美術館は、県ゆかりの作家を取り上げる特集展示や、熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ企画展、子どもを対象にしたワークショップを開催するなど、多くの県民が気軽に美術館を訪れ、多彩な美術作品に触れることができる機会を提供します。
- ⑤斎宮歴史博物館は、熊野古道世界遺産登録 10 周年にちなんだ展覧会などを実施するとともに、史跡東部整備事業の進展を意識した情報発信の強化や魅力ある歴史体験事業プログラムの提供により、斎宮跡の魅力を発信します。また、引き続き、奈良県・島根県と連携し、広域での情報発信に取り組み、県内外からの集客につなげます。
- ⑥生涯学習センターは、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトドア事業など、さまざまな学習機会を提供するとともに、三重県生涯学習情報提供システムの運営を行い、多様で魅力ある学習機会を提供します。
- ⑦本県の社会教育振興を図るための審議をしていただくため、審議のテーマを喫緊の課題を反映した内容とし、社会教育行政施策に結びつくよう社会教育委員の会議を運営します。
- ⑧高等教育機関の学生を含めた社会教育関係者の交流の場の拡充を図るとともに、社会教育推進の体制強化および連携に向けた支援を展開するため、情報交換、ネットワークづくりを進めます。さらに、社会教育関係者の会議や研修会を通じて人材育成を推進します。
- ⑨県立青少年教育施設は、引き続き指定管理者制度により、施設利用者の拡大と社会教育の普及・振興を図り、安全かつ効率的な管理運営を行っていきます。施設の改修については、指定管理者と協議しながら、緊急度に応じて必要な措置を講じていきます。
- ⑩読書に係る講演会や研修会の実施に際しては参加者の増加に努め、子どもの読書活動の意義のさらなる普及を図ります。また、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」を 11 月に策定し、計画に基づいた取組の推進に努めます。さらに、これまで以上に社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう、第三次計画における取組方向や具体的な方策等について関係機関等に広く周知を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

緊急課題解決 10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手とともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 ＊	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標である4事案全てについて行政代執行に着手したことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度		26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
			目標値 実績値	目標達成 状況		
不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件	4件	1.00	4件	4件
		2件	4件			

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
26年度目標値の考え方	平成25年度までに4件全て着手しました。今後とも、着実な事業の進捗をはかります。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	26年度 目標達成 状況	27年度 目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数	1件	3件	4件	1.00	4件
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	0% (22年度)	3% (23年度)	10% (24年度)	1.00	33% (25年度)
		9% (23年度)	25% (24年度)			33% (26年度)

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	475	3,391	

平成 25 年度の取組概要

- ①産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある以下の 4 事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施する計画
平成 25 年度は処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事に着手
 - ・桑名市源十郎新田事案については、P C B (ポリ塩化ビフェニル) や V O C (揮発性有機化合物) を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施する計画
平成 25 年度は鋼矢板による囲い込み工に一部着手し、集油管等による廃油の回収は引き続き実施
 - ・桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施する計画
平成 25 年度は対策区域への工事用車両進入用の仮橋設置及び掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの造成工事の実施、続いて、掘削・除去の本体工事に着手
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤(過酸化水素水)注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため整形覆土工等を実施する計画
平成 25 年度は霧状酸化剤の注入対策を引き続き実施するとともに、第二段階である整形覆土工の準備を実施
- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について水質等の分析を実施
- ③行政代執行費用の徴収及び排出事業者等の責任追及を引き続き実施
- ④不適正処理を未然に防止するため、環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者や電子マニフェスト*の導入が進んでいない事業者を重点的に訪問し、効率的・効果的な方法により電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促進(訪問対象事業者 408 社はすべて訪問済)
- ⑤産業廃棄物排出事業者団体(三重県産業廃棄物対策推進協議会)への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子マニフェストの加入料助成の継続と操作体験研修会および運用相談会の開催により、さらなる普及促進を実施(加入料助成:助成対象 98 件、操作研修会:全 20 回開催、運用相談会:全 3 回開催)
- ⑥産廃処理業者においても電子マニフェストや優良産廃処理業者認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会と緊密に連携して優良認定処理業者の育成に取り組むことに加え、産廃処理業者を対象としたセミナーを開催
- ⑦産廃処理業者が優良認定を取得する際のインセンティブとなるような仕組みづくりについて、環境配慮契約法上の国の優良業者活用方策を把握しつつ関係部局と検討

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに完了させる必要があります。各事案の状況は以下のとおりです。
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路の設置工事に着手し、他の工事で発生した残土の受け入れを実施しました。今後の施工に係る土地

について、用地買収等を行っていく必要があります。

- ・桑名市源十郎新田事業については、集油管等による廃油回収を実施するとともに、廃油の滲出リスクの高い箇所について、囲い込み工を一部先行して実施しました。当該事業は河川区域内であり、原則的に非出水期の施工に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。
- ・桑名市五反田事業については、選別・ストックヤードの造成工事等が完了し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事に着手しました。対策区域に民家が隣接するため、施工時には周辺環境対策に留意していく必要があります。
- ・四日市市内山事業については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入対策により、硫化水素の濃度は低下しています。今後、霧状酸化剤の注入対策から整形覆土工へ移行する時期を適切に判断する必要があります。

②継続的なモニタリングが必要な他の事業について、水質等の分析を実施しました。

③行政代執行費用の徴収は国税滞納処分の例によることとなっており、原因者の財産調査等を随時実施しました。なお、四日市市大矢知・平津事業については4,300万円余を収納しました。また、排出事業者等の責任追及を引き続き実施していく必要があります。

④環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者等を優先的に訪問した結果、平成25年4月から平成26年3月末の期間に、電子マニフェストと優良認定処理業者を利活用している多量排出事業者等が95事業者増加し、全体で238事業者となりました。事業者の理解を得るために、県内の電子マニフェストを活用している事業者の事例集を作成して未利用事業者への普及促進ツールとして活用しました。一方で、複数回訪問して説明をしても理解が進まない事業者もあります。

⑤排出事業者団体の三重県産業廃棄物対策推進協議会で利活用について働きかけを行うとともに、電子マニフェスト操作体験研修会、運用相談会および加入料助成を実施（国等への要望の結果、平成26年1月1日から無料化）することにより、電子マニフェストの普及促進に繋がったところであり、引き続き取組が必要です。

⑥三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と、優良認定の取得促進に向けた今後の取組方向や課題について協議を行いました。また、国に対して優良産廃処理業者認定制度の申請が随時可能となるよう要望してきたところ、平成25年8月末に、許可更新を待たずに申請が可能となる制度に改善されました。さらに、業界とともに優良認定の促進を働きかけるためのセミナーを開催しました。

⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについては、環境配慮契約法上の優良認定処理業者活用方策の検討に着手しました。現状、優良認定処理業者数が少ない状況にあり、今後、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ、活用の検討を進める必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①産業廃棄物が不適正処理された4事業全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。各事業の取組内容は以下のとおりです。
 - ・四日市市大矢知・平津事業については、用地の確保を行い、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。
 - ・桑名市源十郎新田事業については、鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事に本格着手します。限られた施工期間に対応できるよう、適切な進捗管理に努めます。
 - ・桑名市五反田事業については、周辺環境対策に十分留意し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事を引き続き実施していきます。

- ・四日市市内山事案については、第2段階の整形覆土工に着手します。整形覆土工の着手に当たっては、霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を十分考慮して時期を判断します。
- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、引き続き水質等の分析を実施します。
- ③代執行費用の徴収については、原因者の財産調査等を引き続き実施します。また、排出事業者等の責任追及についても引き続き取り組みます。
- ④電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用が進んでいない業界を中心に環境技術指導員が個別訪問し、電子マニフェストの利用事例集やタブレット端末を使用するなど、理解を得やすい方法により、電子マニフェスト等の利活用を一層促進します。
- ⑤電子マニフェスト利用の操作体験研修会や運用相談会を実施するなど、事業者への電子マニフェスト制度の導入を促進します。
- ⑥業界団体と連携し、産廃処理業者を対象として優良認定取得に関する説明会を開催するなど優良認定の取得を促進します。
- ⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについて、優良認定処理業者数をふまえながら関係部局と引き続き検討を進めます。